

第27号議案

品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例の一部を改正する条例

1. 趣旨

区管内の公衆浴場における浴槽水の衛生管理に関しては、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」（「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月15日付生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）以下「指針」という。）を踏まえて定めた「品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例」（平成24年品川区条例第25号）に基づき指導等を行っている。

指針の一部改正（令和7年4月1日適用）を踏まえて、区管内の公衆浴場における浴槽水の水質基準の一部について変更する。

2. 改正する条例

品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例

3. 改正内容

今般、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが技術上可能となったことから、指針において公衆浴場における浴槽水の水質基準の検査方法として引用する「下水の水質の検定方法等に関する省令」（以下「省令」という。）の一部が令和7年4月1日施行で改正された。

省令の一部改正により、指針においても公衆浴場における浴槽水の水質基準のうち大腸菌群に係る項目が大腸菌に係る項目に改正された。

指針の改正趣旨が技術的助言として示されたことを踏まえて、区管内の公衆浴場における浴槽水の水質基準の一部について、次のとおり変更する。

（改正前） 大腸菌群数が1ミリリットル中1個以下であること。

（改正後） 大腸菌数が1ミリリットル中1個以下であること。

（条例第4条第1項第6号関係）

4. 施行日

令和7年4月1日

○品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>○品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例</p> <p>第1条から第3条 (現行のとおり)</p> <p>(衛生および風紀に必要な措置等の基準)</p> <p>第4条 (現行のとおり)</p> <p>(1)から(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) 浴槽水の水質基準は、次のとおりとすること。ただし、区長は、アおよびイの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該基準の一部または全部を適用しないことができる。</p> <p>ア及びイ (現行のとおり)</p> <p>ウ 大腸菌数は、1ミリリットル中1個以下とすること。</p> <p>エ (現行のとおり)</p> <p>(7)から(42) (現行のとおり)</p> <p>オ (現行のとおり)</p> <p>2 略 (現行のとおり)</p> <p>(1)から(2) (現行のとおり)</p> <p>3 (現行のとおり)</p>	<p>○品川区公衆浴場の設置場所の配置および衛生措置等の基準に関する条例</p> <p>第1条から第3条 略</p> <p>(衛生および風紀に必要な措置等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1)から(5) 略</p> <p>(6) 浴槽水の水質基準は、次のとおりとすること。ただし、区長は、アおよびイの基準により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該基準の一部または全部を適用しないことができる。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 大腸菌群数は、1ミリリットル中1個以下とすること。</p> <p>エ 略</p> <p>(7)から(42) 略</p> <p>オ 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)から(2) 略</p> <p>3 略</p>

新	旧
<p data-bbox="143 193 584 225">第5条から第6条（現行のとおり）</p> <p data-bbox="174 268 264 300"><u>付 則</u></p> <p data-bbox="143 343 757 375"><u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p data-bbox="1133 193 1406 225">第5条から第6条 略</p>